

内閣府本府政策評価基本計画（第7次）の改正（案）について

令和6年3月
政策評価広報課

1. 行政事業レビューの結果等の活用（モニタリング手続の省略）

- 内閣府本府の政策評価において、評価を実施しない年度は、事前分析表における測定指標及び参考指標の実績値等を更新（モニタリング）することで進捗管理を行ってきた。
- 他方、昨年3月に改正された政策評価の実施に関するガイドラインにおいて、行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報が、政策評価結果と内容が重複していたり、評価に活用できたりする場合には、評価関連作業において作成したものを評価書として代替又は活用することを推奨するとされた。
- これを踏まえ、部局の作業効率化が図られるよう、令和6年度から以下のとおり見直すこととしたい。
 - ・ 目標値等の更新を行う必要がある場合を除き、事前分析表の更新は行わない。
 - ・ 各部局において行政事業レビューの結果等を活用し、事前分析表における測定指標及び参考指標の実績値を把握する。
 - ・ 事前分析表に掲げる測定指標の基準値、実績値及び目標値等について一覧性のある資料は引き続き取りまとめ、公表する。

2. 政策体系における施策の追加

- ①性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、②孤独・孤立対策推進法に基づく施策を新たな対象施策として追加することとしたい。